

第24日

令和6年9月27日（金）

午前10時零分開議

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

審査結果報告書をお開きください。委員会付託中の議案について、タブレットに掲載のとおり、審査結果報告書が提出されました。

よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第96号議案外1件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 北川清文君登壇）

○総務文教常任委員長（北川清文君） ただいま議題となりました第96号議案外1件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第96号議案工事請負契約の締結について（安川コミュニティセンター）です。

本件は、安川コミュニティセンター建替建築主体工事の工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求められているものです。

工事請負人は、小嶋・手嶋・才田特定建設工事共同企業体で、請負契約額は2億3,210万円です。なお、工期は、令和6年9月末から令和7年9月までです。建て替え後の安川コミュニティセンターの位置は、安川グラウンド敷地内南側です。

審査に当たりましては、コミュニティセンターの面積等の基準及び建設時の地元負担の有無についてたどしました。

執行部によりますと、対象世帯数に応じたAからFまでのランク別の標準面積に基づき、屋内の延べ床面積等を決定しているとのことでした。

また、この標準面積の基準内で建設するコミュニティセンターについては、建築工事に係る地元負担は生じないとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第97号議案財産の取得についてです。

取得する財産は、第11分団の消防ポンプ自動車1台で、取得価格は2,292万9,960円です。

契約の相手方は、株式会社倉重ポンプ商会です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 北川清文君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第96号議案工事請負契約の締結について（安川コミュニティセンター）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第96号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第97号議案財産の取得についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第97号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第82号議案外8件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 仲山 寛君登壇）

○環境民生常任委員長（仲山 寛君） ただいま議題となりました第82号議案外8件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告をいたします。

まず、第82号議案令和5年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出決算総額は493万5,000円です。

本特別会計は、地域改善対策の一環として、住宅の新築や改修、宅地を取得するための資金の貸付事業が実施されていたもので、現在は償還事務を行っています。

令和5年度の償還額は279万9,000円、貸付残金は8,105万8,000円、累計償還率は95.8%です。

なお、令和5年度末で起債の償還は全て終了しました。

財政調整のための基金積立を行っており、令和5年度に417万6,000円の積立てを行い、当該年度末時点の基金現在高は8,574万7,000円です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第83号議案令和5年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本特別会計については、国民健康保険事業に係る事業勘定と、朝倉診療所に係る直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されているため、それぞれの勘定ごとに報告します。

まず、事業勘定についてです。歳入歳出差引額は、6,121万円の黒字決算となりました。この差引額には、翌年度の普通交付金等返還見込額4,569万9,000円が含まれており、実質黒字額は1,551万2,000円の見込みです。

精算額確定後、最終的な黒字額については、令和6年度に朝倉市国民健康保険財政調整積立基金への積立てを予定しています。

被保険者数は、前年度からマイナス4.3%、513人減少し、年度平均1万1,422人でした。加入者数、加入者世帯の減少が続いており、少子高齢化や社会保険適応拡大が影響していると考えられます。

市の保険給付費と個人の自己の一部負担金を含めた医療費10割での算出となりますが、被保険者数の減少により、療養給付費は55億4,383万5,000円、前年度より1億5,834万4,000円の減額となりました。1人当たりの医療費では48万5,365円となり、前年度から7,596円増加しています。要因として、入院や調剤での給付が増加していることが考えられます。

また、県に納付する国民健康保険事業費納付金においても、被保険者数の減少により、納付総額は前年度より減少したものの、1人当たりの納付金では15万6,393円となり、前年度より5,344円増加しています。

なお、令和4年度の収支差引額から普通交付金等返還額の差引額と預金利息を合わせた3,436万8,000円を朝倉市国民健康保険財政調整積立基金に積立てを行い、令和5年度現在高は1億3,963万5,000円です。

審査に当たりましては、医療費適正化対策事業におけるレセプト点検の成果についてただしたところ、約23万4,000枚、全件の点検を行い、3,564万2,000円の効果があつたとの

ことです。

次に、直営診療施設勘定についてです。実質収支においては、181万円の黒字決算となりました。外来受診者数は1万4,113人、1日当たり受診者数は約48人です。前年度から961名減少しています。コロナ等の発熱患者の受診が減ったことが要因と考えられます。また、総合健診受診者数は2,018人、前年度から98名の減少です。

歳入では、受診者が減少したことにより、診療費1,366万2,000円減額となりました。

なお、直営診療所施設勘定財政調整基金においては、施設整備事業に583万8,000円を取り崩しましたが、2,324万6,000円の積立てを行い、令和5年度末時点の基金現在高は3億692万円です。

本委員会としましては、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しましたが、成果説明書において活動状況や成果状況の推移を盛り込むよう改善を要望しました。

次に、第84号議案令和5年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出差引額は3,216万円です。この差引額は主に出納閉鎖期間中に収納した保険料であり、翌年度に福岡県後期高齢者医療広域連合に納めて精算するため、剰余金として積み上がることはありません。

被保険者数は、令和5年度末は1万16人となっており、前年度から273人増加しています。団塊の世代が順次後期高齢者に移行していくため、増加傾向となっています。

審査に当たりましては、後期高齢者医療における1人当たりの医療費についてただしたところ、速報値で121万5,000円とのことです。県平均が119万5,000円であり、県内では高いほうから13番目とのことです。

入院では循環器、心臓疾患、骨折の割合が高く、外来では糖尿病、腎臓疾患、高血圧の割合が高いとのことです。このため、後期高齢世代を待たずに早い時期からの保険事業が重要となります。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第85号議案令和5年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。歳入歳出差引額は1億9,022万6,000円の黒字決算です。

令和5年度末65歳以上の第1号被保険者数は1万8,147人で、前年度から79人減少しています。

また、令和5年度中の要介護及び要支援認定申請者数は、新規変更及び更新を合わせて2,811人で、前年度から372人減少しています。特に更新申請に関しては、令和3年度から有効期間の上限が36か月から48か月に延長することが可能となったことで、414人減少となりました。

第1号被保険者の要介護認定者数は3,165人、前年度から19人増加し、認定率は17.44%

となりました。

朝倉市の高齢化率は、国県より高いものの、認定率は低い状況です。介護予防に関する事業により健康寿命の延伸が図られていると考えられます。

令和5年度の介護サービス給付費は52億7,352万円、前年度より415万円の増となり、ほぼ横ばいです。朝倉市介護給付費準備基金では、基金を取り崩すことなく、前年度剰余金等1億2,509万7,000円を積み立て、年度末基金現在高は8億8,770万4,000円です。

審査に当たりましては、前年度剰余金が1億2,500万円となった要因についてただしたところ、国からの交付金が予定された割合より若干多く交付されたこと、また、保険料を算定する際には見越せないインセンティブ交付金が交付されたことにより、歳入が増えたとのことです。

一方、歳出においては、保険給付費が見込みより少なかったとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第91号議案令和6年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてです。

本件は、歳入歳出予算の総額に1億9,022万6,000円を追加し、予算の総額を62億3,350万9,000円とするものです。

補正内容は、歳入では、令和5年度の決算確定に伴う繰越金を計上しています。

歳出では、令和5年度の介護給付費地域支援事業費の確定に伴う国県及び支払基金への返還7,914万4,000円を計上し、余剰分1億1,108万2,000円を基金に積み立てます。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第92号議案朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、規定の整理を行うものです。

ひとり親家庭等医療費の支給要件の一つに所得制限が設けられています。今回所得要件を引用している児童扶養手当施行令が改正されたことにより、条例における引用箇所の改正を行います。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第93号議案朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行うものです。

令和6年12月2日以降、現行の被保険者証の新規発行が廃止されます。このため、被保

険者証を返還しない場合の過料に係る規定の削除が主な改正内容です。

審査に当たりましては、マイナ保険証への登録が進んでいるのかただしたところ、朝倉市のマイナンバーカード取得率は、令和6年8月末時点で約79%、うち国民健康保険において令和6年7月末時点で約65%の方がマイナ保険証の登録を行っているとのことでした。

12月2日以降マイナ保険証に登録されていない方には、資格確認証を発行されます。また、マイナ保険証のメリットについてもただしたところ、診療や薬の情報が医師や医療機関で共有できるため、より適切な医療につながるとのことでした。

高額な医療費になった場合における限度額認定書の手続も不要になるとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第95号議案工事請負契約の締結について（環境センター）です。

本件は、環境センター（汚泥再生処理施設）のリニューアル工事の工事請負契約を締結するに当たり、議会に議決を求められているものです。

工事請負人は、水 i n g エンジニアリング株式会社九州支店、請負契約額は28億500万円です。工期は、令和9年3月末までを予定しています。工事の内容は、機械設備工事、配管・ダクト設備工事など、環境センターリニューアル工事一式です。

現在の施設は、供用開始から17年が経過し、機械設備等の老朽化が進んでいます。

また、下水道等の普及により搬入されるし尿や浄化槽汚泥が減少してきたことで、機械設備等の能力が過大な状態となっており、効率的な稼働ではなくなっています。

今回の工事により、効率的な機械設備を導入し、適正な処理規模にスケールダウンすることで、維持管理費の削減に努めます。

また、施設からの処理水についても、これまでの河川放流から下水道への接続に変更予定です。

審査に当たりましては、工事の進め方についてただしたところ、建物についてはシャッターの取替えやLED化など工事を行います、そのまま使用するとのことでした。

内部の機械設備等については、現在の設備を稼働させながら、空いたスペースに新しい設備を設置し、最後に現在の設備の撤去を行うとのことでした。

また、処理水の下水道への接続時期についてもただしたところ、令和8年7月頃を予定しているとのことでした。

本委員会としましては、重要な環境設備工事であり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第99号議案福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてです。

本件は、第93号議案にもありましたが、令和6年12月2日以降、被保険者証の新規発行が廃止されることに伴い、規約において、「被保険者証及び資格確認書」と記載されてい

る箇所を「資格確認書等」に変更することについて、議会での議決を求められているものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 以上で環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 仲山 寛君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第82号議案令和5年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第82号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第83号議案令和5年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第83号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第84号議案令和5年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第85号議案令和5年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第85号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第91号議案令和6年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第91号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第92号議案朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第92号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第93号議案朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第93号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第95号議案工事請負契約の締結について（環境センター）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第95号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第99号議案福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第99号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第86号議案外5件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 加藤正二君登壇）

○建設経済常任委員長（加藤正二君） ただいま議題となりました第86号議案外5件につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告します。

まず、第86号議案令和5年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収益的収入は1億7,364万4,000円で、キリンビール工場からの水道使用料が主なものです。収益的支出は1億9,893万8,000円で、職員の人件費、両筑平野用水施設管理費負担金及び固定資産減価償却費が主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、資本的収入はゼロ円です。資本的支出は2,472万6,000円で、企業債償還金が主なものです。

当年度の未処分利益剰余金7億9,584万6,000円については、利益処分はしないとのこと です。

また、令和5年度決算において、前年度決算では当年度純利益であったものが、当年度純損失となっており、前年度決算と大きな差が出ているとの報告を受けました。

執行部によりますと、その要因として、1つ目の減価償却費の限度額の認識の誤り、2つ目に長期前受金収益化の仕訳誤りがあったためとのこと です。ただし、現金を伴わない会計上の処理に関することであり、前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額と足し合わせると、当年度未処分利益剰余金は、前述した7億9,584万6,000円となり黒字となるとのこと です。

本委員会としましては、今回の処理誤りについて重く受け止め、適切な会計処理に努めるよう要望して、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第87号議案令和5年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収益的収入は7億4,617万4,000円で、水道料金や水道加入金、一般会計からの繰入金及び長期前受金戻入が主なものです。収益的支出は8億4,003万4,000円で、職員の人件費、県南広域水道企業団朝倉系送水施設建設負担金や受水費、窓口業務委託、杷木浄水場維持管理委託費及び固定資産減価償却費が主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、資本的収入は1億1,490万6,000円で、配水管布設工事に係る企業債と県の補償金が主なものです。資本的支出は2億7,192万5,000円で、配水管布設、浄水場のポンプ更新、及び災害復旧工事費が主なものです。また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,701万9,000円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額752万7,000円、減債積立金8,518万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金6,430万9,000円で補填しています。

なお、第86号議案と同じく、令和5年度決算において、前年度決算では当年度純利益であったものが当年度純損失となっており、その額は1億138万7,000円となります。

しかしながら、前年度繰越利益剰余金4,187万3,000円、その他未処分利益剰余金変動額16億5,138万7,000円と足し合わせると、当年度未処分利益剰余金は15億9,187万2,000円となり、黒字となります。また、当年度未処分利益剰余金のうち、1億8,657万円を組み入れ、資本金として処分するとのこと です。

本委員会としましては、第86号議案と同様に、今回の処理誤りについて重く受け止め、適切な会計処理に努めるよう要望して、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第88号議案令和5年度朝倉市簡易水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収益的収入は499万1,000円で、水道使用料や一般会計からの繰入金及び長期前受け金戻入が主なものです。収益的支出は500万7,000円で、窓口業務委託料、電気料及び固定資産減価償却費が主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、資本的収入は612万3,000円で、これは一般会計からの繰入金です。資本的支出は612万3,000円で、これはポンプ室制御盤更新工事費です。

なお、当年度純損失は1万6,000円となり、前年度繰越利益剰余金2万5,000円を加えた9,000円が、当年度未処分利益剰余金となっていますが、利益処分はしないとのこと。

審査に当たりましては、まず繰越利益が少額になってきていることから、今後の見通しについてたしました。

執行部によりますと、事業の経緯から簡易水道の経営は厳しく、今後、全体的な政策を検討し、経費の削減等ができるところは行っていくよう考えてはいるものの、物価の上昇等により厳しい経営が続くことが見込まれるとのこと。

次に、簡易水道を使っている地域を水道事業に取り込むことについて、現在、寺内地域だけが簡易水道として継続している理由についてたしました。

執行部によりますと、当初水道事業に取り込むところで水道管のルート等を検討したものの、この工事には多額な費用がかかるため、水道事業への移行には至っていないとのこと。

本委員会としましては、今後の経営について検討をしていくことを要望して、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第89号議案令和5年度朝倉市下水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず収益的収入及び支出について、収益的収入は23億9,512万円で、下水道使用料、一般会計からの繰入金及び長期前受金戻入が主なものです。収益的支出は21億336万9,000円で、マンホールポンプや処理場の維持管理費、汚泥の運搬費、浄化槽の維持管理費、職員の人件費、窓口業務委託料、流域下水道維持管理負担金及び固定資産減価償却費が主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、資本的収入は16億7,662万5,000円で、下水道事業債、下水道工事等に伴う受益者負担金、県橋梁架替工事に伴う下水道管布設替え補償金、国からの交付金及び一般会計からの繰入金が主なものです。資本的支出は24億953万4,000円で、職員の人件費、工事詳細設計等委託料、工事請負費及び流域下水道事業建設等の負担金が主なものです。

令和5年度の下水道工事实績は、流域関連公共下水道事業では下水道管布設を5,268メートル、特定環境保全公共下水道事業では1,079メートルを整備しました。さらにスト

ックマネジメント計画に基づき朝倉中央浄化センター及び農業集落排水事業の各浄化センターにおいて、機械、電気設備の更新工事を行いました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 7 億 3,290 万 9,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6,900 万 5,000 円、過年度分損益勘定留保資金 3,971 万 4,000 円、当年度分損益勘定留保資金 4 億 8,277 万 1,000 円及び繰越利益剰余金 1 億 4,141 万 9,000 円で補填しています。

また、当年度の未処分利益剰余金が 5 億 5,778 万 8,000 円となり 1 億 4,141 万 9,000 円を組入資本金として処分するとのことでした。

審査に当たりまして、一般会計からの繰入れに頼った下水道事業の経営について執行部の考えをたしました。執行部によりますと、現在は整備途中であるため一般会計からの繰入れに頼ることとなるが、今後、整備が終われば自己財源で経営をしていかなければいけないということは認識しており、来年度、投資・財政計画の見直しを通して料金改定や更新工事の計画的な進め方を含めて検討をしていくとのことでした。

本委員会としましては、令和 5 年度決算において収益的収支は当年度純利益となっており、通常収支比率も 110.63%と健全経営の水準とされる 100%を上回っていることから、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第 94 号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてです。

本件は、朝倉市営住宅鳩胸団地建替建築主体工事について、物価等の急激な変動により請負契約額を変更する必要性が生じたことに伴い、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会に議決を求められているものです。

変更内容は、請負契約額 6 億 3,268 万 7,000 円を 6 億 5,483 万円に改めるものです。

本件は、令和 5 年 9 月定例会での議決を経て環境施設・古賀組特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結したもので、今回の変更により請負契約額は 2,214 万 3,000 円の増額となります。

本委員会としましては、今回の変更は物価高の急激な変動による変更と賃金等の変動に対するものであり何ら問題はないため、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第 98 号議案市道路線の認定についてです。

椎木 3 号線、延長 106.1 メートル、幅員 6.0 メートルから 11.2 メートル。

六反田 9 号線、延長 43.0 メートル、幅員 6.0 メートルから 10.3 メートルです。

当 2 路線は、朝倉市都市開発指導要綱に基づく開発行為により整備された道路施設として移譲を受けたため、市道の認定を行うものです。

審査に当たりましては、本委員会では現地調査を行い、延長や幅員等が認定基準に合致することなどを確認し、また宅地分譲地の造成などを含む道路の整備について詳細な説明を受け、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ、本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 以上で建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 加藤正二君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第86号議案令和5年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第86号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第87号議案令和5年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第87号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第88号議案令和5年度朝倉市簡易水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第88号議案は原案のとおり可決

及び認定されました。

次に、第89号議案令和5年度朝倉市下水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第89号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第94号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第94号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第98号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第98号議案は原案のとおり可決されました。

次に、決算審査特別委員会に付託していた第81号議案を議題とし、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

（決算審査特別委員長 鹿毛哲也君登壇）

○決算審査特別委員長（鹿毛哲也君） ただいま議題となりました第81号議案令和5年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてにつきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

令和5年度の一般会計の決算は、歳入総額417億1,519万9,000円、歳出総額401億3,698

万6,000円と歳入歳出ともに前年度を上回る決算となっており、普通会計決算における実質収支は黒字決算となっております。

本件につきましては、議長を除く全議員で、予算の執行が議会の議決、法令等に従って適正かつ効率的に行われ市民の福祉増進に役立ったかどうか、あるいは議会における意見等の趣旨が十分生かされているかといった観点から鋭意審査を行いました。

歳入歳出ともに前年度を上回る決算になりましたが、これは庁舎建設事業や小学校施設整備事業、市営住宅建替事業費等の増によるものです。

歳入においては、自主財源である市税について、法人市民税や固定資産税等が増額しています。地方交付税では普通交付税が増となっており、基準財政需要額における生活保護費、社会福祉費、高齢者保健福祉費、災害復旧費の公債費算入などが主な要因です。特別交付税においても増となっており、被災前と比較すると災害関連経費等により10億円ほど増額交付になっています。

なお、令和5年度は約24億600万円という多額のふるさと応援寄附金を頂いています。

歳出では、義務的経費のうち人件費は給与改定に伴う期末勤勉手当や災害対応による時間外手当の増などにより増額となっています。扶助費は子育て世帯等臨時特別支援金事業等の減はあったものの、生活保護費や子ども医療給付事業や障がい福祉サービス事業等の増により増額となり、また、公債費においては通常償還額は増となったものの繰上償還額の減少などにより減額となっています。

いまだ災害復旧事業等に取り組む中、令和5年度も引き続き大型事業や経済対策等において、国、県の支援策とともに市独自でも地方創生臨時交付金等を活用した様々な支援策を講じているほか、本市の産業、福祉、教育などの幅広い事業が実施されており、審査の中で安心・安全な市民生活の確保のために取り組まれたことを確認いたしました。

また、市税や地方交付税の増や過去の繰上償還の影響による公債費の抑制等により財政調整基金からの繰入れを必要とせず、令和5年度の基金現在高は174億8,400万円となっています。

地方債現在高は、前年度より13億4,762万6,000円の増で300億9,286万5,000円となりました。

なお、公債費の任意繰上償還を10億7,457万4,000円行うなど堅実な財政運営がなされ、予算に基づく適切な事業実施が行われたものと確認しました。

しかしながら、新庁舎建設事業や汚泥再生処理センター改修等の大型事業が本格着手されており、これらの投資事業に多額の費用が必要となります。今後も社会保障関係費や公債費、物価高騰による人件費や物件費の増額が見込まれ、さらに地方創生人口減少対策など取り組むべき事業は多く、厳しい財政状況は続いていくと思われます。

この決算から見える課題を見極め、行政改革や行政評価に基づき将来を見据えた持続可能な行財政運営に努めていただくことを確認し、全員異議なく、原案のとおり認定すべき

ものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ、本会議におかれましても本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 以上で決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（決算審査特別委員長 鹿毛哲也君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第81号議案令和5年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第81号議案は原案のとおり認定されました。

次に、総務文教常任委員会に付託していた6請願第1号を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 北川清文君登壇）

○総務文教常任委員長（北川清文君） ただいま議題となりました6請願第1号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

本請願は、子どもの豊かな学びを保障するための教職員定数改善、少人数学級の実現及び国の教育予算の拡充を求め、福岡県教職員組合朝倉支部より提出されたものです。

請願事項については、教育現場の課題解決に向け長年継続して提出されている内容と、今回、新たに追加された内容とに分かれるため、新たな請願事項である標準授業時数の削減についての審査の過程は後ほど詳しく御報告いたします。

審査に当たりましては、執行部の出席を求め、本件に関連する全国都市教育長協議会の状況等についても併せて説明を受けました。

まず、継続的な請願事項についてです。

一点目に少人数学級の推進についてです。小学校の学級編制標準が令和3年度から段階

的に35人に引き下げられたことにより、令和7年度には全ての学年で35人学級となります。本請願では、中学校、高校での35人学級の早急な実施及びさらなる学級編制標準の引下げによる少人数学級の実現の必要性が述べられています。

二点目に教職員1人当たりの業務負担軽減のため加配職員の増員、少数職種の配置増等の教職員定数改善を求めるものです。

三点目に子どもが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられるよう、義務教育費国庫負担制度の負担割合の引上げを求めるものです。

執行部によりますと、全国都市教育長会議において作成された決議の中に、「義務教育制度の根幹を維持するとともに、義務教育費国庫負担制度の堅持を期する」こと及び「少人数学級や障がいの多様化、教員の長時間勤務の改善、教員不足の解消に対応した次期公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の早期策定を期する」ことが明記され、併せて「令和7年度文教に関する国の施策並びに予算についての陳情」が提出されているとのことです。

執行部としても教育の機会均等と教育水準の維持、向上、教職員の負担軽減を図る観点から、本請願のうち新たな請願事項を除く内容については賛同できるとのことです。

次に、今回、新たに追加された請願事項である標準授業時数の削減についてです。

標準授業時数については、学習指導要領が示す各教科等の内容を指導するのに必要な時間を基礎とし、学校教育法施行規則において学年ごと、教科ごとに定められているものです。例として、小学校4年生から中学校3年生では年間1,015時間とされています。

この標準授業時数に基づいて学校での授業時数が決定されるのが本来の在り方ですが、これを大幅に上回る教育課程を編成している学校があるのが現状です。この点の是正を図るため、令和5年度に年間1,086時間を上限に授業時数を見直すよう文部科学省通知がなされました。

朝倉市の小・中学校においても、令和6年度は見直し後の授業時数で教育課程を編成しています。

執行部によりますと、請願書の記載事項を見る限りにおいて、今回、新たに追加された請願事項には、学校で指導すべき内容を定める学習指導要領の見直し等への言及がなく、単純に標準授業時数のみの削減を求めていると読み取れ、仮にそれが実現した場合、学習指導要領の指導内容に対して標準授業時数が不足し、教職員及び子どもの負担が増大する可能性が高いことから、この点には賛同しかねるとのことです。

また、文部科学省通知で示す授業時数の上限を超えないためには、各教科、行事等の内容が適切かどうかを精査する必要があり、通知に基づき上限時数までの授業を実施する今年度の経過を分析してからでないと標準授業時数削減の議論に入れないのではないかとという教育現場からの意見も聞かれました。

本委員会としましては、以上の教育課の説明を踏まえ、請願事項のうち標準授業時数の

削減についてはより慎重な審査を要すると判断し、あえてこの内容を追加した意図及び背景を明らかにするため、請願紹介議員及び請願者の委員会出席を求め、それぞれの見解を確認しました。

結論を導くに当たりまして、朝倉市議会基本条例に基づく委員間の自由討議を行い、公平、公正な観点からの審査に努めました。

まず、紹介議員からは、不登校、いじめ等、授業以外にも向き合わなければならない問題が山積し、疲弊したまま退職していく教職員が後を絶たない状況下で習熟度に合わせた子どもたちの学びが保障されるためには学習内容を国が見直すべきであるとの説明がありました。

また、請願者からは、学校週5日制導入に至るまでの標準授業時数の変遷を得て、現在は学校週5日制でありながら学校週6日制の中で行われていた授業時数とほぼ同じ時数が標準授業時数として設定されていること、また、そのような状況にもかかわらず時代の要請に合わせ指導科目や学習すべき内容はむしろ増加しているという点について説明がありました。

請願者の説明を受けたことにより、従来の教科の枠を超えたSDGs、情報リテラシー、災害等の新しい教育に対応しなければならない教職員の負担は非常に大きく、十分な授業の準備が困難になった結果、指導が表面的なものになり学ぶことに対しての子どもの主体性の維持が困難になりかねないという教育現場の声があることは委員会としても十分に理解されました。

しかしながら、やはり学習指導要領の見直しを伴わない標準授業時数の削減はかえって学習内容の詰め込みを招き、そのことがひいては授業についていけない子どもの増加につながるのではないかと懸念は残り、教育水準維持の観点からも、この点を含めての採択が適当であるとの結論には至りませんでした。

ただし、審査を行う中で、増え続ける学習内容を限られた授業時数で教えながら各種行事を実施し、さらに子どもの抱える様々な問題にも向き合うことが求められているという教職員の置かれた厳しい現状を確認できたことは意義深く、今後も委員会として教育現場の課題解決の進捗を注視していく必要があるとの意見が出されました。

以上の議論を踏まえ、本委員会としましては、従来の請願事項及び新たに追加された請願事項について分けて結論を出すことに決しました。

まず、少人数学級のさらなる推進などの教職員定数改善及び義務教育費国庫負担率の引上げには、いずれも子どもの豊かな学びの実現のために不可欠であるとして、その趣旨に賛同し、全員一致により採択すべきものと決しました。

次に、標準授業時数の削減については、学習指導要領の見直し等は抜本的な対策なくしては議論できない事項であることから、全員一致により不採択とすべきものと決しました。

以上のことから、6請願第1号については、全員異議なく、一部採択すべきものと決し

ました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ、本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同賜れば、本請願の一部採択の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。10番半田議員。

○10番（半田雄三君） 委員会のほうで慎重に審議していただいたことが十分に伝わる内容でしたけれども、まず、この請願が朝倉支部から出ているわけですが、今、言われた標準授業時数の削減を推進するということが朝倉支部で請願が起きたのか、もしくは全国的にこれが行われているかというのが審議の中でお分かりになればお答えいただきたいのと、この標準授業時数の削減が事項に加わっているのに対して、請願趣旨理由の中に一切理由が書かれていないということは何か理由があったのかどうか。この2点をちょっとお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（北川清文君） 今、2点、他市への請願状況はどうなのかというのが1点かというふうに思います。その点につきましてお答えをいたします。

委員会として、1つの支部からの提出分については標準授業時数の削減を含まない請願として提出されていることを確認しております。参考までに、福教組の浮羽、三井郡から小郡市議会に提出された請願には標準授業時数の削減が含まれていませんでした。

審査の中で請願者に確認したところ、朝倉支部分として東峰村は9月定例会で既に審査済みということで、筑前町については12月議会に請願提出の予定とのことでした。

福教組全体としての請願状況も確認したところ、朝倉支部以外のほかの支部の状況、どのような請願内容か、また9月議会に提出しているのかは把握していないということでございました。

本部からは様々な請願内容の案が示され、そのうちのどれを請願書に盛り込むかは各支部の裁量に委ねられているとのことで、朝倉支部としての総意が今回の請願事項としたものであるということでありました。

2点目の標準授業時数の削減についての記載が、その内容は確認したのかと、またその請願書の説明不足ではないかと思われるという点だと思いたしますが、そのことについてお答えいたします。

従来の請願内容に含まれるものと考え、入れていなかったと回答がありました。委員会としては、記載内容から請願事項の是非を判断するほかなく、標準授業時数の削減や学習指導要領の改訂が必要であることを請願者が認識していたとしても、それを盛り込んだ請

願事項、請願理由となっていなかったことから、この部分については一部採択とするほか
ないとの結論に至ったわけです。以上でございます。

○議長（小島清人君） 10番半田議員、よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。
（総務文教常任委員長 北川清文君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、6請願第1号「少人数学級推進などの教職員定数改
善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書を
議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。
採決いたします。本件に対する委員長報告は一部採択であります。本件は委員長報告の
とおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、6請願第1号は一部採択とする
ことに決しました。

次に、第90号議案の審議を行います。

議案書をお開きください。

それでは、第90号議案令和6年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）についてを議題と
し、討論を行います。御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。
採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第90号議案は原案のとおり可決
されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。午前11時35分に再開いたします。

午前11時25分休憩

午前11時35分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより追加議案の上程を行います。

本日、市長から議案1件、総務文教常任委員会から意見書案1件が提出されました。

これらを一括上程し、まず市長に提案理由の説明を求めます。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） ただいまから、本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

第100号議案朝倉市公平委員会委員の選任につきましては、朝倉市公平委員会委員に渡邊義明を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、次に、意見書案第2号をお開きください。

意見書案第2号について、総務文教常任委員長の説明を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 北川清文君登壇）

○総務文教常任委員長（北川清文君） それでは、意見書案第2号につきまして、委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。6請願第1号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書の一部採択の趣旨に沿いまして提出した次第です。

教育現場の負担軽減を図り、学校の働き方改革を実現することで、教職員が子ども一人一人と向き合う時間を確保し、個に応じた学びが可能になるよう、また、自治体間の教育格差を生じさせないために、少人数学級の推進、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合の引上げを求めるものです。

何とぞ御賛同賜り、御議決いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

（総務文教常任委員長 北川清文君降壇）

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場にてお願いいたします。

午前11時39分休憩

午前11時39分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案書（2）をお開きください。

失礼しました。これより追加議案の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第100号議案朝倉市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第2号をお開きください。

それでは、意見書案第2号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて本件の質疑を終了いたします。

以上で、追加議案の質疑は終わりました。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りします。第100号議案については会議規則第35条第3項の規定により、意見書案第2号については会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議案書（2）をお開きください。

それでは、第100号議案朝倉市公平委員会委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第100号議案は原案のとおり同意されました。

次に、意見書案第2号をお開きください。

それでは、意見書案第2号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり

可決されました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告をお開きください。諸般の報告については、タブレットに掲載のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和6年第4回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時43分閉会